

物 件 概 要 説 明 書

下記の不動産について、次のとおり説明します。この内容は重要なので、十分理解されるようお願いします。

なお、説明内容があらかじめ印刷されていない部分や抹消されている事項は、関係ないことを示します。

1 不動産の表示（土地付建物）

所在・地番		秋田市仁井田潟中町268番2 秋田市仁井田字潟中島217番2		面 積	4,199.01㎡
土 地	地 目	現況：休耕田、登記：田			
	地下埋設物調査	未調査 調査済			
	接面道路の 状況	方 位	公私道の別・路線名		
		北西	幅員約3.5m未舗装農道（法定外公共物）		
南東		幅員6m舗装市道			
備 考		◎現況での売却となります。 ◎上水道、下水道、都市ガスともに、南東側市道より引き込みが可能です。 ◎購入者は、売買契約を締結後、所有権を移転する前に、農地法（昭和27年法律第229号）第3条又は第5条の届出が必要となります。 また、土地の区画形質の変更を伴う場合には、農地法の届出において、都市計画法の規定による開発行為の許可等が必要になりますので、秋田市役所の農業委員会事務局や、都市整備部都市計画課へ事前に相談してください。 ◎二筆の間には幅員約2mの法定外公共財産（旧水路）があるため、一体的に開発を行う場合は、秋田財務事務所からの払い下げが必要になります。 ◎入札参加者におかれましては、入札前において本物件に関する概要及び現状についてよく理解しているものとし、契約締結後、これらに起因する一切の責を秋田県は負わないものとしします。			

2 登記簿・登記事項証明書

別添のとおり

3 法令に基づく制限の内容

区 域 区 分	市街化区域
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域
そ の 他 の 地 域 地 区	立地適正化計画区域（居住誘導区域外・都市機能誘導区域外）
建ぺい率・容積率	建ぺい率 50%、容積率 80%
その他の制限	